

# こくみん共済 coop

居住域  
契約扱い

## 移転制度パンフレット



住まいる共済

交通災害共済

せいめい共済

総合医療共済

ご契約のてびき

たすけあいの輪をむすぶ



**交運共済**(JR職域生協)  
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

**こくみん共済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

## 交運共済生協からのご挨拶

理事長 松岡 裕次



平素より交運共済生協をご利用頂いている組合員の皆様に心より感謝申し上げます。

交運共済生協は、これまで生協の基本である相互扶助の精神に基づき、JR職域における組合員の相互扶助と労働運動の発展に寄与して参りました。

しかし、近年の人口減少社会及び保険市場の競争激化や法規制の強化、JR各社における事業構造や組合員の年齢構成の変化なども相まって、交運共済の事業規模は縮小を続け、このままでは組合員・契約者の保護に支障をきたすことが予想され、交運共済生協単独での事業継続は非常に困難であるとの認識に至りました。

交運共済生協は、旧国鉄時代から現在のJR職域における唯一の認可生協として活動し、現職にとどまらず退職された組合員の多くの皆様にご利用いただいています。

その組合員の皆様に、これからも安心して毎日をお送りいただくため、全国の働く仲間が結集するこくみん共済 coop に契約移転することを決定いたしました。

2023年7月1日をもって交運共済生協の各共済制度(火災共済、3保障制度、地震風水害共済、交通災害共済、生命共済、入院共済)は、こくみん共済 coop の共済制度に切り替えていただく事となります。

交運共済生協に名称変更して35年、前身である国鉄労働者共済時代から60年の節目の年に契約移転を行うこととなりますが、引き続きのご愛顧とこくみん共済 coop への契約移転を心よりお願い申し上げます。

## 目次

### 各保障の制度内容

P.3~P.16

#### 住まいる共済

火災共済・自然災害共済

P.3~P.10

#### 交通災害共済

P.11

#### せいめい共済

P.13~P.14

#### 総合医療共済

P.15~P.16

ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報) P.17~P.58

住まいる共済

交通災害共済

せいめい共済

総合医療共済

ご契約のてびき





火災はもちろん台風・地震など自然災害に備える住まいと家財の保障

# 住まいる共済 火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

## 充実の特約でさらに安心パワーアップ!

### 安心のPoint 1 自然災害の保障が充実「大型タイプ」

自然災害共済「大型タイプ」は、大型の保障で風水害や地震などの自然災害から住宅や家財をしっかり守ります。掛金が手頃な「標準タイプ」もあります。



### 安心のPoint 2 「家財」のみでもしっかり保障

自然災害は住宅より家財の被害が大きくなることもあります。家財のみでも加入できますので、住宅ローンなどで住宅保障のみを用意されている方や賃貸住宅にお住まいの方にもご利用いただけます。



### 安心のPoint 3 住宅の70%以上の焼破損割合で全焼損扱い

火災は被害の程度により「全焼損」、「半焼損」、「一部焼損」の3つに分類することができます。火災共済は住宅の70%以上の焼破損割合で全焼損扱いとなり、契約共済金額の全額をお支払いします。



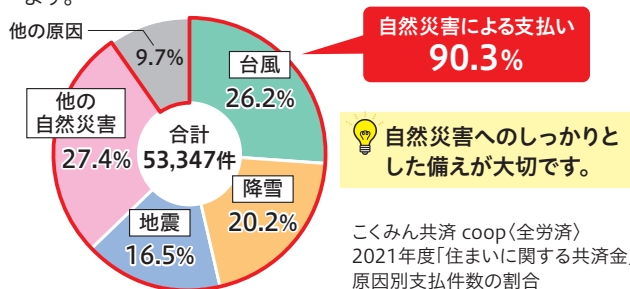
### 安心のPoint 4 古い住宅や家財でも「再取得価額」で保障

月日が経てば、住宅や家財も古くなっていきます。もし火災などによる被害を受けた場合に、時価で保障されると十分な生活再建ができない場合があります。火災共済は、被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修理するために必要な費用(再取得価額)で保障します。



### 安心のPoint 5 共済金支払いの約90%が自然災害によるものです

台風・降雪・地震などの自然災害が支払原因の多くを占めています。



### 安心のPoint 6 盗難保障も付帯できます

自然災害共済に加入、または特約を付帯すれば盗難被害も保障されます。住宅内の家財の「盗難」はもちろんのこと、「現金」や「預貯金証書(預貯金が引き出されていた場合)」が盗難にあった場合も保障されます。※警察への被害届の提出が必要です。



### お住まいに合わせて必要な保障を選べます。

#### 持ち家にお住まいの方



#### 賃貸住宅にお住まいの方



※貸家の場合、保障の対象は住宅のみです。

火災共済に自然災害共済や特約をプラスして、よりワイドな保障に! 住まいに合ったプランをお選びいただけます。

ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

### 火災共済・自然災害共済はこのようにお支払いします

	火災共済	自然災害共済	
		大型タイプ	標準タイプ
<b>火災などのとき</b> 火災 落雷 他人の住居からの水ぬれ 他人の車両の飛び込み 破裂・爆発 ■消火作業による冠水・破壊 ■建物外部からの物体の落下・飛来 ■突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)	焼破損割合70%以上で全焼損扱い	—	—
<b>風水害などのとき</b> 台風 降雪 突風・旋風(竜巻を含む) 豪雨・長雨 暴風雨 ■雪崩 ■高波・高潮 ■洪水 ■降ひょう ■上記による地すべり、または土砂崩れ	最高300万円	最高4,200万円	最高3,000万円
<b>地震などのとき</b> 地震による損壊 地震による火災 噴火による損壊 噴火による火災 津波による損壊	—	最高1,800万円	最高1,200万円
<b>災害による死亡等のとき</b> 住宅災害による死亡(住宅災害死亡共済金) 火災・風水害・地震などによる死亡等(傷害費用共済金)	住宅災害死亡共済金として	傷害費用共済金として	傷害費用共済金として
<b>盗難</b> 盗難	盗難保障特約付帯の場合	盗難共済金として	盗難共済金として
<b>類焼させたとき</b> 近隣の住宅や家財に類焼させたとき	類焼損害保障特約付帯の場合	—	—
<b>借家を破損したとき</b> 借家を破損し貸主に対して法律上の賠償責任を負ったとき	借家人賠償責任特約付帯の場合	—	—
<b>賠償責任に備えて</b> 日常生活において法律上の賠償責任を負ったとき	個人賠償責任共済付帯の場合	—	—

特約の付帯で安心UP!

○ …保障される □ …特約の付帯で保障 — …保障されない  
△ …自然災害共済と合わせて加入するプランと比べて、保障額が少なくなります。または保障の一部が対象外となります。

\*いずれも600口加入の場合の金額です。加入内容に応じて、最高保障額は異なります。

住まいる共済

交通災害共済

せいめい共済

総合医療共済

ご契約のてびき



# 保障内容

**⚠️ ご注意** 自然災害共済は火災共済にプラスしてご加入いただく保障です。  
火災共済の加入口数と異なる口数や、自然災害共済単独でのご加入はできません。

自然災害共済にご加入いただく場合は、**大型タイプ** **標準タイプ** のいずれかをお選びください。  
なお、ご契約にあたっては建物1棟につき1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には、同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

## 火災などのとき

- 火災
  - 落雷
  - 他人の住居からの水ぬれ
  - 他人の車両の飛び込み
  - 破裂・爆発
- 消火作業による冠水・破壊 ■建物外部からの物体の落下・飛来 ■突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)

## 風水害などのとき

- 台風
  - 降雪
  - 突風・旋風(竜巻含む)
  - 豪雨 長雨
  - 暴風雨
- 雪崩 ■高波・高潮 ■洪水 ■降ひょう ■前記による地すべり、または土砂崩れ

### 【火災等共済金】

**火災共済** 共済期間中に上記事由により「保障の対象である住宅・家財」に損害が生じた場合に下表のとおりお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした <b>再取得価額</b>

臨時費用共済金とは…  
「火災などのとき」による罹災後の臨時的支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

**最高保障額**  
**6,000万円**

※住宅400口、家財200口加入の場合  
※加入内容に応じて、最高保障額は異なります。

**臨時費用共済金**  
お支払いする共済金の**15%**  
(200万円が限度)

### 【風水害等共済金】

**火災共済** 共済期間中に上記事由により「保障の対象である住宅」または「保障の対象である家財を収容する住宅」に損害が生じた場合に下表のとおりお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	300万円
	半壊 20%~70%未満	15,000円	150万円
一部壊	損害額	100万円を超える	4,000円
		50万円を超え100万円以下	2,000円
		20万円を超え50万円以下	1,000円
		10万円を超え20万円以下	500円
床上浸水	居室の床面からの高さ	全床面50%以上 150cm以上	15,000円
		100~150cm未満	10,000円
		70~100cm未満	7,000円
		40~70cm未満	5,000円
		40cm未満	3,000円
		50%未満 100cm以上	3,000円
		100cm未満	1,000円

臨時費用共済金とは…  
「風水害などのとき」による罹災後の臨時的支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

**最高保障額**  
**300万円**

※住宅400口、家財200口加入の場合  
※加入内容に応じて、最高保障額は異なります。

**臨時費用共済金**  
お支払いする共済金の**15%**

## 地震などのとき

- 地震による損壊
- 地震による火災
- 噴火による損壊
- 噴火による火災
- 津波による損壊

### 【地震等共済金】

**自然災害共済** 共済期間中に上記事由の発生により「保障の対象である住宅」または「保障の対象である家財を収容する住宅」に損害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合にお支払いします。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	50%~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半壊・半焼	20%~50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損害額 100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

**最高保障額**  
大型タイプ **1,800万円** 標準タイプ **1,200万円**

※住宅400口、家財200口加入の場合  
※加入内容に応じて、最高保障額は異なります。

\*保障の対象である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、保障の対象である家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊・一部焼として家財の契約に応じた共済金をお支払いします。

### 【地震等特別共済金】

**自然災害共済** 住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、地震等特別共済金として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限りです。

被害の程度	大型タイプ 支払額	標準タイプ 支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	一世帯あたり4.5万円	一世帯あたり3万円

**地震等災害見舞金**

火災共済に30口以上加入されている方が地震等による損害を被り、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)

この見舞金は、火災共済・自然災害共済とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。※貸家契約、空家契約は対象となりません。

**自然災害共済** 申込日の翌日から8日目以後の共済期間中に上記事由の発生により保障の対象に損害が生じた場合、下表のとおりお支払いします。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円
		50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円
半壊	30%~50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		20%~30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円
一部壊	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円
床上浸水	居室の床面からの高さ	全床面50%以上 150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円
		100~150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円
		70~100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円
		40~70cm未満	14,000円	840万円	10,000円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円
		50%未満 100cm以上	7,000円	420万円	5,000円
		100cm未満	2,100円	126万円	1,500円

**Point!** 火災共済に**プラスしてお支払い**いたします!

**最高保障額**  
大型タイプ **4,200万円**  
標準タイプ **3,000万円**

※住宅400口、家財200口加入の場合  
※加入内容に応じて、最高保障額は異なります。

### 風水害保障なしタイプ(マンション構造のみ)の保障について

- 風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。
- 風水害等共済金
  - 臨時費用共済金(風水害等による損害)
  - 修理費用共済金(風水害等による損害)
  - 住宅災害死亡共済金(風水害等を原因とする死亡)
  - 付属建物等風水害共済金
  - 付属建物等特別共済金(風水害等による損害)
  - 傷害費用共済金(風水害等による死亡または身体障がい)

●ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

住まいる共済  
交通災害共済  
せいめい共済  
総合医療共済  
ご契約のてびき



# 保障内容

## 付随する保障など

### 火災共済

【持ち出し家財共済金】(家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	<b>100万円</b> または、家財の契約共済金額の20%

※持ち出し家財…保障の対象である家財のうち、共済契約関係者により保障の対象である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

【失火見舞費用共済金】

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	<b>100万円</b> または、契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

【修理費用共済金】★(マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	<b>100万円</b> または、契約共済金額の20%

【漏水見舞費用共済金】(マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	<b>50万円</b> または、契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

【風呂の空だき見舞金】

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき <b>5万円</b> 風呂釜のみが使用不能となったとき <b>2万円</b>

※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払対象外となることがあります。

### 自然災害共済

【盗難共済金】

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額
通貨(1万円以上)	<b>20万円</b> または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)
預貯金証書	<b>200万円</b> または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)
持ち出し家財	<b>100万円</b> または、家財の契約共済金額の20%(いずれか少ない額)

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。

・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。

・預貯金が引き出されていたこと。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

※マンション専用プラン(風水害保障なしタイプ)について…「★」が付いている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

【住宅災害死亡共済金】★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 <b>300万円</b> (1人につき 1口あたり5,000円)

【バルコニー等修繕費用共済金】

(住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	<b>30万円</b> または、 住宅の契約共済金額

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと。(例)バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など

※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

【水道管凍結修理費用共済金】

(住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキングのみの損壊除く)。	<b>10万円</b>

※凍結損害にともない水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

【付属建物等風水害共済金】★

(住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	<b>2万円</b> (1世帯あたり)

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

【傷害費用共済金】★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がい状態になったとき。	1事故1名につき 最高 <b>600万円</b> (1口あたり 最高 <b>10,000円</b> )

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

【付属建物等特別共済金】★

大型タイプ の住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象  
風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり
地震等による損害額が20万円を超える場合	<b>3万円</b>

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

Point!

住まいる共済では、下の4つの特約をニーズに合わせて選択できます!



## 付帯できる特約

【借家人賠償責任特約】賃貸住宅にお住まいの方におすすめの保障です。

掛金は「必要保障額と掛金計算(P.10)」でご確認ください。

●火災共済の家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。

### 損害賠償共済金

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合にお支払いします。

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水・放水またはいっ水による水ぬれをいいます。

※借用住宅とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室(一戸建てを含む)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

支払限度額
<b>4,000万円</b> (400口加入の場合)

### 賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

#### 損害賠償するにあたって要した費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、こくみん共済coopが必要または有益であったと認める費用など
  - ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
  - ③示談交渉に要した費用
- ※②、③については、書面によりこくみん共済coopの同意が必要です。  
※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

【類焼損害保障特約】自宅が火元の火災で隣家の住宅や家財への損害を保障します。

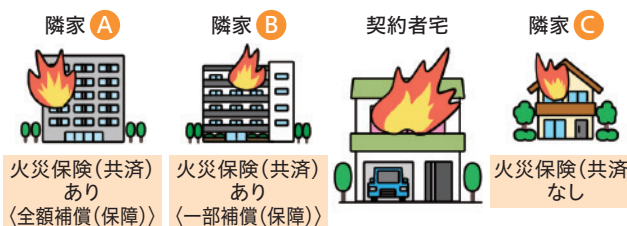
年払掛金 2,300円

●火災共済に30口以上(建物・家財の合計)加入している場合に付帯できます。  
自宅が火元となった火災や破裂または爆発で近隣の住宅およびそこに収容される家財を類焼させた場合、類焼先の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害を保障します。

支払限度額
<b>1億円</b>



### 〈類焼損害保障特約の保障イメージ〉



#### 【お支払いの仕組み】

- 類焼先の住宅・家財が火災保険(共済)(全額補償(保障))に加入している場合  
→「類焼損害保障特約」からの支払いはありません
- 類焼先の住宅・家財が火災保険(共済)(一部補償(保障))に加入している場合  
→損害額から火災保険(共済)の補償(保障)額を差し引いた額が「類焼損害保障特約」から支払われます
- 類焼先の住宅・家財が火災保険(共済)に加入していない場合  
→「類焼損害保障特約」から実損害額が支払われます

【盗難保障特約】火災共済のみの加入でも盗難による家財を保障します。

年払掛金 1,100円

●火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。  
盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に保障します。  
※自然災害共済に加入している場合は加入できません。



被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	<b>300万円</b>
通貨(1万円以上)	<b>20万円</b>
預貯金証書	<b>200万円</b>
持ち出し家財	<b>60万円</b>

※左記4つの被害内容(盗取、汚損、損傷、通貨、預貯金証書、持ち出し家財)の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。  
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。  
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。  
・預貯金が引き出されていたこと。  
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

【個人賠償責任共済】事故により、賠償責任を負った場合の保障です。

年払掛金 2,300円

●火災共済に30口以上(建物・家財の合計)加入している場合に付帯できます。  
●加入にあたっては、「他の個人賠償責任共済・保険」の加入の有無の告知が必要です。  
※告知に該当しても加入不可とは取り扱いません。

日本国内において、日常生活に起因する偶発的な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合、または、居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶発的な事故で被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保障します。

支払限度額	支払事由	対人臨時費用
<b>3億円</b> +	死亡させたとき	<b>10万円</b>
	10日以上入院をさせたとき	<b>2万円</b>
	対人事故	<b>3,000円</b>

※損害発生時点で主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります。(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません。)  
※借家人(被共済者)が借借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。  
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。  
※「個人賠償責任共済」は、こくみん共済「個人賠償プラス」と同じ保障です。

●ここに掲載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



# 建物構造区分確認ガイド

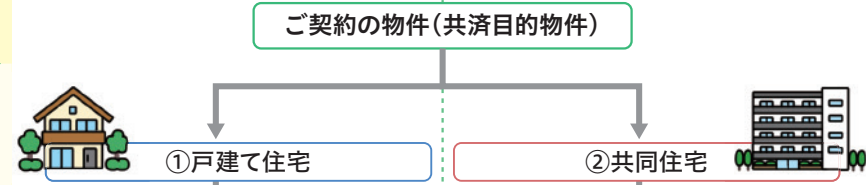
「火災共済」、「自然災害共済」への加入にあたっては、お住まいの住宅の建物構造区分をご確認いただく必要があります。以下のガイドに沿って、お住まいの建物構造区分を確認してください。

建物構造区分	木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
	「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」に該当しない建物	「マンション構造」に該当しない以下の建物 ●コンクリート造 ●鉄骨造 ●耐火・準耐火建築物、省令準耐火建物	●コンクリート造の共同住宅 ●耐火建築物の共同住宅

## ステップ1 建物形態

ご契約物件の建物形態をご確認ください

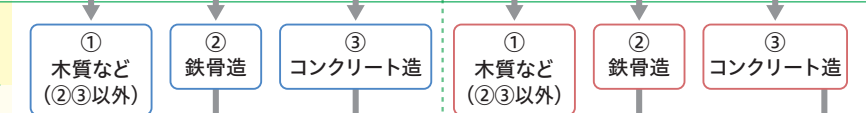
- 戸建て住宅**
  - 共同住宅以外のすべての住宅。
  - 建物内部で行き来のできる二世帯住宅。
- 共同住宅**
  - 同一建物内に2戸以上の戸室がある住宅。具体的には、マンション・アパート・長屋造・テラスハウス等。
  - 建物内部で行き来のできない二世帯住宅。



## ステップ2 柱の材質

ご契約物件の柱の材質をご確認ください

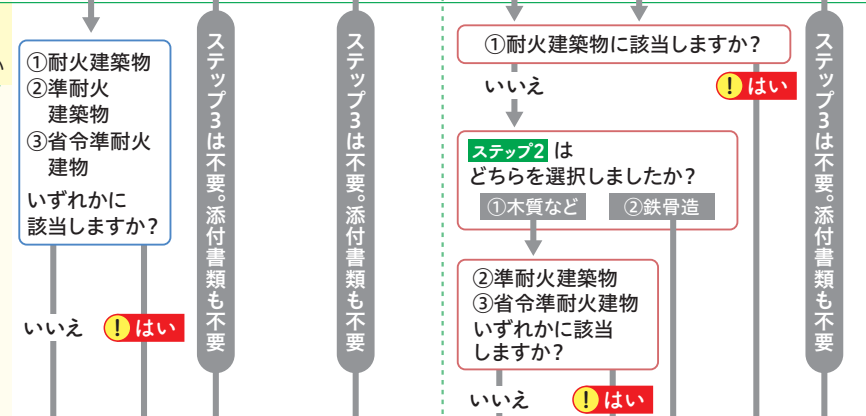
- 木質など(②③以外)**  
下記の②③以外の材質の柱で組み立てた建物。なお柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含む。
- 鉄骨造**  
すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。なお、土蔵造も鉄骨造となる。
- コンクリート造**  
すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄補強材含む)・れんが造・石造もコンクリート造となる。



## ステップ3 耐火基準

ご契約物件が耐火基準に適合しているかご確認ください

- 耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に適合)**
  - 壁・柱・床等に一定の耐火性能がある。
  - 窓・ドア等で延焼のおそれのある部分に一定の防火性能を持つ設備がある。
- 準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3に適合)**
  - 壁・柱・床等に準耐火性能がある。
  - 上記と同様の準耐火性能があるものとして壁・柱・床等の防火措置やその他の事項について、政令で定める技術基準に適合する。
- 省令準耐火建物**  
住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が定める「省令準耐火」の仕様と合致する建物  
●ただし、住宅金融支援機構のまちづくり融資制度の対象となる「まちづくり省令準耐火構造」は、省令準耐火建物に該当しません。

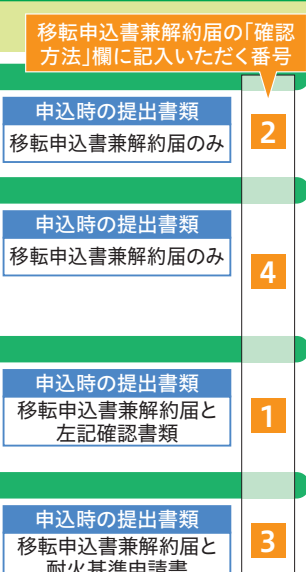


## 適用となる建物構造区分



ステップ3 が「はい」の場合は、下記の耐火基準の確認方法をご確認ください。

- 4階建て以上の建物で3階以上の階が共同住宅である場合(昭和35年以降に建築のもの)  
建物の階数が地上4階以上であり、かつ3階以上の階が共同住宅として使われている建物は、法令上、耐火建築物とすることが義務付けられているため、耐火基準は耐火建築物・建物構造区分はマンション構造が適用されます。
- ▼上記に該当しない場合
- ハウスメーカー名・住宅名・商品名での確認  
ハウスメーカー名・住宅名・商品名をもとに、こくみん共済coopのホームページ(https://www.zenrosai.coop)で耐火基準コードをご確認ください。  
※住宅によっては確認できない場合があります。  
※確認できた場合は、移転申込書兼解約届の「確認方法」欄に「4」と記入するとともに「耐火基準コード」欄に4桁の数字を記入してください。
- ▼上記で確認できない場合
- 建築確認申請書、仕様書、他保険証券などでの確認  
耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物を示す以下のいずれかの書類でご確認ください。  
建築確認申請書、設計仕様書、設計図面、その他ハウスメーカー・販売者・不動産賃貸業者等の作成資料または他保険の火災保険契約の保険証券に記載されているM構造・T構造の構造級別(※M構造は「マンション構造」、T構造は「鉄骨・耐火構造」)など。
- ▼上記書類がご自宅にない場合
- 耐火基準申請書(こくみん共済coop所定の書類)のご提出  
対象となる建物が耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物のいずれかの耐火基準に合致する建物であることを、「耐火基準申請書」を使って施工者・販売者・不動産賃貸業者等より証明してもらってください。  
「耐火基準申請書」は、別冊「契約移転手続きのご案内(P.14)」を切り取りのうえご使用ください。



# 必要保障額★と掛金計算

★必要保障(加入基準)額とは、元通りの生活を再建するためにかかる金額の目安です。

注)他の火災保険(共済)がある場合、その契約金額との合計が、こくみん共済coopの必要保障(加入基準)額を超えないようお申し込みください。  
住宅の加入基準額を超えて加入いただいても被災された場合には、加入基準額以上のお支払いはできません。  
注)共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

## 1 住宅保障 住宅の必要保障額は?

延べ床面積(坪=㎡÷3.3) × 表1 1坪あたりの加入基準口数 = 加入基準口数

※1 坪数の小数点以下切り上げ (下の表1を参照) ※2 奇数は偶数へ切り上げてください。

① × 10万円 = 住宅の必要保障額 万円

表1 住宅の加入基準口数(評価額) 最高限度口数400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準口数
木造構造	東京・神奈川・京都・大阪	8口(80万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・長野・山梨・静岡・富山・石川・福井・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・和歌山・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	7口(70万円)
	上記に記載のない道県	6口(60万円)
鉄骨・耐火構造	東京・神奈川	9口(90万円)
	埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫	8口(80万円)
マンション構造	上記に記載のない道県	7口(70万円)

●1口あたり10万円保障(火災共済)

## 2 家財保障 家財の必要保障額は?

世帯人数・世帯主の年齢・住宅延床面積より下表を確認してください。

② × 10万円 = 家財の必要保障額 万円

表2 家財の加入基準口数(評価額) 最高限度口数200口(2,000万円)

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	50口(500万円)	90口(900万円)	100口(1,000万円)	110口(1,100万円)	120口(1,200万円)
	30歳以上40歳未満	60口(600万円)	130口(1,300万円)	140口(1,400万円)	150口(1,500万円)	160口(1,600万円)
10坪未満	40歳以上	70口(700万円)	180口(1,800万円)	190口(1,900万円)	200口(2,000万円)	200口(2,000万円)
	10坪未満	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数				

●1口あたり10万円保障(火災共済)

## 3 借家人賠償責任特約

※持ち家にお住まいの方はご加入いただけません。

あなたの希望する保障額 = 表3 ③ 万円

(下の表3を参照)

表3 借家人賠償責任特約(保障額算出の目安)

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50㎡未満)	100口(1,000万円)
マンション・アパート(延床面積50㎡以上)	200口(2,000万円)
戸建て	200口(2,000万円)

※特約のみの加入はできません。火災共済(家財)契約に30口以上加入している場合、お申し込みいただけます。  
※2口単位(偶数口数)で申し込みください。  
※上表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。上表以外にも借用住宅の延床面積を問わず50口(500万円)~400口(4,000万円)の範囲で加入できます。

- 加入基準にしたがって住宅と家財にそれぞれ2口単位(偶数口数)でお申し込みください。
- 自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数になります。
- 類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

住宅の必要口数 + 家財の必要口数 = 加入口数

① + ② = ③

※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

## 4 掛金を算出してみよう!

掛金を合計

火災共済	
1口あたりの掛金	年払い
木造構造	70円
鉄骨・耐火構造	40円
マンション構造	30円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	25円

= 火災共済の掛金 円

自然災害共済

※[大型タイプ][標準タイプ]いずれかをお選びください。1口あたりの掛金

自然災害共済	
1口あたりの掛金	年払い
木造構造	大型タイプ 165円 標準タイプ 110円
鉄骨・耐火構造	大型タイプ 105円 標準タイプ 70円
マンション構造	大型タイプ 90円 標準タイプ 60円
マンション構造(風水害保障なしタイプ)	大型タイプ 80円 標準タイプ 55円

= 自然災害共済の掛金 円

借家人賠償責任特約

借家人賠償責任特約	
1口あたりの掛金	年払い
木造構造	45円
鉄骨・耐火構造	20円
マンション構造	15円

= 借家人賠償責任特約の掛金 円

付帯できる特約の掛金

類焼損害保障特約	年払い 2,300円
盗難保障特約	年払い 1,100円
個人賠償責任共済	年払い 2,300円

= 各種特約の掛金 円

あなたの掛金の合計は...

円 となります。

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

# 交通事故をトータルに保障! 交通災害共済

交通災害共済(A型)

おすすめの  
POINT

- 自転車での事故も保障の対象
- 年齢や健康状態にかかわらず、どなたでも加入いただけます。
- 海外での交通事故も対象

## 加入できる方

- 契約者(組合員)と同一生計の親族の方ならどなたでも加入いただけます。
- 加入できる範囲は、組合員・ご家族とも10口～50口です。  
※同一被共済者が複数団体を通じて加入があり引受可能額を超えていた場合は、超過分はお支払いできません。



## 掛金と保障内容

このようなとき、共済金をお支払いします。

- 次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき

海外での事故も対象となります。

- 道路上での不慮の事故で被害にあったとき (歩行中の単なる転倒などによる事故を除きます)

右記の場合による事故の被害を受けたときも共済金をお支払いします。

保障内容		死亡共済金	障害共済金	入院共済金	通院共済金
加入口数	一人あたり年払掛金	交通事故により死亡したとき	交通事故により身体障がいの状態になったとき	事故の日から180日以内に開始した入院	事故の日から180日以内に行われた治療のための通院
		契約共済金額の全額	障がいの程度に応じて、契約共済金額の100%～4%	(入院日数-4日)×日額【連続5日以上5日目より180日分限度】	実通院日数×日額【90日分限度】
50口	5,250円	500万円	500万円～20万円	日額 10,000円	日額 5,000円
40口	4,200円	400万円	400万円～16万円	日額 8,000円	日額 4,000円
30口	3,150円	300万円	300万円～12万円	日額 6,000円	日額 3,000円
20口	2,100円	200万円	200万円～ 8万円	日額 4,000円	日額 2,000円
10口	1,050円	100万円	100万円～ 4万円	日額 2,000円	日額 1,000円

※共済金請求の際、公的証明書(交通事故証明書等)が必要となります。  
 ※4日以内の入院については、通院共済金を支払います。  
 ※入院共済金と通院共済金の支払対象日数の通算は行いません。

■ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意  
 被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中の交通事故については、入院共済金10口加入の場合日額500円、20口～50口加入の場合は日額1,000円お支払いします。また通院共済金はお支払いできません。

## お支払い例

(50口加入の場合)

**例1** 自転車同士衝突し15日間入院した場合

入院共済金5～15日目の11日分、4日目までは通院共済金を4日分

**130,000円**をお支払い!

**例2** 飛び出してきた自転車に衝突し、10日間通院した場合

通院共済金10日分

**50,000円**をお支払い!

●ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



# せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済

定期 生命プラン

## 契約移転できる方

●交運共済生協 生命共済に加入している2023年7月1日時点で満79歳までの組合員本人・配偶者

## 共済期間

●5年（最高満80歳の契約満了日まで）  
※発効日時時点で満76歳以上の方は5年未満（最高満80歳の契約満了日まで）の共済期間となります。

## 契約移転できる共済金額

●交運共済生協 生命共済に加入している死亡共済金額

※せいめい共済に加入いただける死亡共済金額は、100万円単位となります。交運共済生協 生命共済に死亡共済金額50万円単位で加入している方は、100万円単位に切り上げた共済金額へ契約移転いただけます。

死亡共済金額を切り上げてご案内する例  
交運共済生協 生命共済 に加入している死亡共済金額 死亡共済金 150万円  
契約移転できるせいめい共済の死亡共済金額 死亡共済金 200万円

## 死亡共済金100万円の場合

死亡・重度の障がいが残ったとき  
<死亡共済金> <重度障害共済金>

交通事故・不慮の事故・病気等

100万円

安心の Point

## 万一のときの死亡・重度の障がいのリスクをカバー

もしも、あなたやご家族が亡くなったり、重度の障がいになってしまったら。ご家族には精神的な負担だけでなく、**一度にまとまったお金が必要になる**など金銭的負担もかかります。

せいめい共済なら、**万一のときに、共済金が一括で受け取れます。**

## 備えるべき保障額の目安、ご存じですか？

### 万一のときに発生する費用の目安

#### 葬儀費用

##### 葬儀費用の全国平均額<sup>(※1)</sup>

- 葬儀社への支払額……………122万円
- 飲食・接待費……………31万円
- 宗教関係費用……………48万円

- 平均はあくまでも単純平均です。
- 葬儀の規模・会葬者の人数など、個々の状況を把握した金額ではありません。

※各項目の金額は平均額で、3項目の合計と葬儀全体にかかった費用の全国平均とは一致しません。

葬儀全体にかかった費用の全国平均

約196万円

#### 生活費

##### 月々の生活費の目安<sup>(※2)</sup>

- 二人以上の世帯の場合……………277,926円
  - 単身世帯の場合……………150,506円
  - 65歳以上単身無職世帯の場合……………133,146円
- 基本生活費は、日常的な衣食住をまかなうもの（最低でも確保したい額）として、「現在の世帯収入」の60%程度を目安とします。

二人以上の世帯の10年分の生活費

約3,335万円

(※1)一般財団法人日本消費者協会「第11回葬儀についてのアンケート調査」報告書(平成29年)

(※2)総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2020年(令和2年)家計の概要」を参考に設定しています。

●ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 掛金表

※加入年齢は契約の発効日(2023年7月1日)時点の満年齢となります。  
※ご契約内容確認シートに契約移転後の情報を記載しています。保障内容や掛金をご確認ください。ご不明な点は裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

男 性		加入年齢(満)	女 性	
単位:円			単位:円	
定期生命プラン			定期生命プラン	
死亡共済金:100万円			死亡共済金:100万円	
共済期間:5年 <sup>(※3)</sup>			共済期間:5年 <sup>(※3)</sup>	
月払	年払		月払	年払
裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。			裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。	
110	1,220	0~19歳	80	900
110	1,250	20歳	90	910
120	1,270	21歳	90	910
120	1,280	22歳	90	920
120	1,290	23歳	90	930
120	1,290	24歳	90	950
120	1,300	25歳	90	970
120	1,320	26歳	90	1,000
120	1,330	27歳	100	1,030
120	1,350	28歳	100	1,060
130	1,380	29歳	100	1,090
130	1,420	30歳	100	1,120
130	1,460	31歳	110	1,150
140	1,510	32歳	110	1,190
140	1,570	33歳	110	1,230
150	1,650	34歳	120	1,290
160	1,740	35歳	120	1,340
170	1,850	36歳	130	1,400
180	1,960	37歳	130	1,470
190	2,080	38歳	140	1,540
200	2,220	39歳	140	1,620
210	2,360	40歳	150	1,720
230	2,530	41歳	160	1,810
240	2,710	42歳	160	1,910
260	2,920	43歳	170	2,030
280	3,140	44歳	180	2,160
300	3,390	45歳	190	2,310
330	3,670	46歳	210	2,480
350	3,970	47歳	220	2,680
380	4,300	48歳	240	2,880
410	4,670	49歳	260	3,100
450	5,100	50歳	280	3,330
490	5,610	51歳	300	3,580
540	6,170	52歳	320	3,840
600	6,800	53歳	340	4,110
660	7,510	54歳	360	4,380
730	8,280	55歳	390	4,670
800	9,150	56歳	410	4,990
890	10,120	57歳	440	5,340
980	11,200	58歳	470	5,730
1,090	12,390	59歳	510	6,150
1,200	13,710	60歳	540	6,590
1,320	15,060	61歳	580	7,050
1,440	16,490	62歳	620	7,560
1,570	17,980	63歳	670	8,110
1,710	19,530	64歳	710	8,740
1,850	21,170	65歳	770	9,480
2,010	23,010	66歳	830	10,360
2,190	25,080	67歳	910	11,400
2,400	27,470	68歳	1,000	12,640
2,640	30,250	69歳	1,110	14,100
2,930	33,480	70歳	1,240	15,790
3,260	37,250	71歳	1,380	17,720
3,640	41,630	72歳	1,550	19,920
4,080	46,690	73歳	1,740	22,460
4,580	52,420	74歳	1,960	25,360
4,850	55,530	75歳	2,220	26,850
5,140	58,860	76歳	2,350	28,490
5,450	62,420	77歳	2,490	30,290
裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。		78歳	2,650	
		79歳		

(※3)満76歳以上の方は5年未満の共済期間となります。

本パンフレットでは、契約移転用のプランのみを掲載しています。他のプランでの新規加入をご希望の場合は、裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。



# 総合医療共済

終身生命共済・個人長期生命共済

定期 医療プラン

契約移転できる方

共済期間

- 交運共済生協 入院共済に加入している2023年7月1日時点で満69歳6か月までの組合員本人・配偶者

- 5年  
(最高満80歳の契約満了日まで)

契約移転できる共済金額

- 交運共済生協 入院共済に加入している入院共済金額

安心の Point

## さまざまな病気やけがのリスクを幅広くカバー

医療保障といっても、年齢や性別、家族構成、ライフプランによって必要な備えは異なるものです。

こくみん共済 coop では、皆さまから寄せられるお声に耳を傾け、あらゆるニーズにお応えできるよう手頃で幅広い保障をご用意しています。

備えるべき保障額の目安、ご存じですか？

入院や治療にかかる医療費は 1日あたり **1万円~1万5千円が目安!**

病気やけがをして治療を受けたり入院する場合、健康保険などの公的医療保険制度により1~3割の自己負担となります。必要な保障額は、医療費以外の費用や所得減少の補填分も考慮して賢く準備しましょう。



		入院日額 3,000円の場合	入院日額 5,000円の場合	入院日額 10,000円の場合
入院したとき 1日目から最高180日 <b>日帰り入院から保障</b>	交通事故・不慮の事故・病気等	日額 <b>3,000円</b> <病気入院共済金> <災害入院共済金> 通算1,000日	日額 <b>5,000円</b> <病気入院共済金> <災害入院共済金> 通算1,000日	日額 <b>10,000円</b> <病気入院共済金> <災害入院共済金> 通算1,000日
	急性心筋梗塞・脳卒中 がん 女性特有の病気			
通院したとき 通算750日	入院前 <入院前病気通院共済金><入院前災害通院共済金> 最高30日	日額 <b>900円</b>	日額 <b>1,500円</b>	日額 <b>3,000円</b>
	退院後 <退院後病気通院共済金><退院後災害通院共済金> 最高60日			
手術を受けたとき 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	交通事故・不慮の事故・病気等	外来: <b>3万円</b>	外来: <b>5万円</b>	外来: <b>10万円</b>
	急性心筋梗塞・脳卒中 がん	入院中: <b>6万円</b> <病気手術共済金> <災害手術共済金>	入院中: <b>10万円</b> <病気手術共済金> <災害手術共済金>	入院中: <b>20万円</b> <病気手術共済金> <災害手術共済金>
放射線治療を受けたとき 診療報酬点数が算定された放射線治療等	病気等	<b>3万円</b> <病気放射線治療共済金> <災害放射線治療共済金>	<b>5万円</b> <病気放射線治療共済金> <災害放射線治療共済金>	<b>10万円</b> <病気放射線治療共済金> <災害放射線治療共済金>
	急性心筋梗塞・脳卒中 がん			
死亡・重度の障がいが残ったとき <死亡共済金> <重度障害共済金>	交通事故・不慮の事故・病気等	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>

●ここに記載している内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 掛金表

※加入年齢は契約の発効日(2023年7月1日)時点の満年齢となります。  
※ご契約内容確認シートに契約移転後の情報を記載しています。保障内容や掛金をご確認ください。ご不明な点は裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

男 性						女 性						
定期医療プラン						定期医療プラン						
入院日額:3,000円		入院日額:5,000円		入院日額:10,000円		入院日額:3,000円		入院日額:5,000円		入院日額:10,000円		
共済期間:5年		共済期間:5年		共済期間:5年		共済期間:5年		共済期間:5年		共済期間:5年		
月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。												
551	6,032	911	9,972	1,811	19,822	0~19歳	裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。					
551	6,155	911	10,175	1,811	20,225	20歳	608	6,630	1,008	10,990	2,008	21,890
582	6,337	962	10,477	1,912	20,827	21歳	639	6,931	1,059	11,491	2,109	22,891
582	6,518	962	10,778	1,912	21,428	22歳	639	7,231	1,059	11,991	2,109	23,891
612	6,699	1,012	11,079	2,012	22,029	23歳	669	7,592	1,109	12,592	2,209	25,092
612	6,849	1,012	11,329	2,012	22,529	24歳	699	7,923	1,159	13,143	2,309	26,193
642	6,970	1,062	11,530	2,112	22,930	25歳	729	8,225	1,209	13,645	2,409	27,195
642	7,062	1,062	11,682	2,112	23,232	26歳	759	8,527	1,259	14,147	2,509	28,197
642	7,153	1,062	11,833	2,112	23,533	27歳	789	8,770	1,309	14,550	2,609	29,000
642	7,215	1,062	11,935	2,112	23,735	28歳	820	9,013	1,360	14,953	2,710	29,803
643	7,278	1,063	12,038	2,113	23,938	29歳	820	9,196	1,360	15,256	2,710	30,406
673	7,372	1,113	12,192	2,213	24,242	30歳	850	9,349	1,410	15,509	2,810	30,909
673	7,436	1,113	12,296	2,213	24,446	31歳	850	9,442	1,410	15,662	2,810	31,212
674	7,531	1,114	12,451	2,214	24,751	32歳	851	9,535	1,411	15,815	2,811	31,515
674	7,657	1,114	12,657	2,214	25,157	33歳	851	9,539	1,411	15,819	2,811	31,519
705	7,845	1,165	12,965	2,315	25,765	34歳	851	9,603	1,411	15,923	2,811	31,723
736	8,094	1,216	13,374	2,416	26,574	35歳	852	9,669	1,412	16,029	2,812	31,929
737	8,375	1,217	13,835	2,417	27,485	36歳	882	9,734	1,462	16,134	2,912	32,134
768	8,686	1,268	14,346	2,518	28,496	37歳	883	9,860	1,463	16,340	2,913	32,540
799	9,028	1,319	14,908	2,619	29,608	38歳	883	9,987	1,463	16,547	2,913	32,947
830	9,402	1,370	15,522	2,720	30,822	39歳	914	10,114	1,514	16,754	3,014	33,354
891	9,836	1,471	16,236	2,921	32,236	40歳	915	10,272	1,515	17,012	3,015	33,862
923	10,273	1,523	16,953	3,023	33,653	41歳	946	10,462	1,566	17,322	3,116	34,472
954	10,771	1,574	17,771	3,124	35,271	42歳	946	10,651	1,566	17,631	3,116	35,081
1,016	11,302	1,676	18,642	3,326	36,992	43歳	977	10,871	1,617	17,991	3,217	35,791
1,048	11,864	1,728	19,564	3,428	38,814	44歳	978	11,093	1,618	18,353	3,218	36,503
1,110	12,459	1,830	20,539	3,630	40,739	45歳	1,009	11,316	1,669	18,716	3,319	37,216
1,173	13,087	1,933	21,567	3,833	42,767	46歳	1,041	11,571	1,721	19,131	3,421	38,031
1,235	13,777	2,035	22,697	4,035	44,997	47歳	1,042	11,828	1,722	19,548	3,422	38,848
1,298	14,560	2,138	23,980	4,238	47,530	48歳	1,074	12,088	1,774	19,968	3,524	39,668
1,361	15,407	2,241	25,367	4,441	50,267	49歳	1,106	12,378	1,826	20,438	3,626	40,588
1,455	16,350	2,395	26,910	4,745	53,310	50歳	1,138	12,670	1,878	20,910	3,728	41,510
1,549	17,361	2,549	28,561	5,049	56,561	51歳	1,170	13,023	1,930	21,483	3,830	42,633
1,644	18,467	2,704	30,367	5,354	60,117	52歳	1,172	13,348	1,932	22,008	3,832	43,658
1,740	19,730	2,860	32,430	5,660	64,180	53歳	1,204	13,734	1,984	22,634	3,934	44,884
1,866	21,151	3,066	34,751	6,066	68,751	54歳	1,266	14,181	2,086	23,361	4,136	46,311
1,993	22,758	3,273	37,378	6,473	73,928	55歳	1,299	14,778	2,139	24,338	4,239	48,238
2,150	24,495	3,530	40,215	6,980	79,515	56歳	1,361	15,437	2,241	25,417	4,441	50,367
2,339	26,452	3,839	43,412	7,589	85,812	57歳	1,424	16,249	2,344	26,749	4,644	52,999
2,498	28,390	4,098	46,570	8,098	92,020	58歳	1,517	17,184	2,497	28,284	4,947	56,034
2,659	30,309	4,359	49,689	8,609	98,139	59歳	1,611	18,153	2,651	29,873	5,251	59,173
2,820	32,241	4,620	52,821	9,120	104,271	60歳	1,704	19,155	2,804	31,515	5,554	62,415
2,982	34,146	4,882	55,906	9,632	110,306	61歳	1,768	20,189	2,908	33,209	5,758	65,759
3,174	35,999	5,194	58,899	10,244	116,149	62歳	1,862	21,255	3,062	34,955	6,062	69,205
3,337	37,888	5,457	61,948	10,757	122,098	63歳	1,957	22,356	3,217	36,756	6,367	72,756
3,501	39,813	5,721	65,053	11,271	128,153	64歳	2,081	23,521	3,421	38,661	6,771	76,511
3,665	41,777	5,985	68,217	11,785	134,317	65歳	2,177	24,724	3,577	40,624	7,077	80,374
3,831	43,761	6,251	71,401	12,301	140,501	66歳	2,273	25,998	3,733	42,698	7,383	84,448
3,999	45,768	6,519	74,608	12,819	146,708	67歳	2,401	27,316	3,941	44,836	7,791	88,636
4,200	47,987	6,840	78,147	13,440	153,547	68歳	2,530	28,680	4,150	47,040	8,200	92,940
						69歳	2,661	30,214	4,361	49,514	8,611	97,764

本パンフレットでは、契約移転用のプランのみを掲載しています。他のプランでの新規加入をご希望の場合は、裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

# ご契約のてびき

契約概要・注意喚起情報

住みいる共済

交通災害共済

せいめい共済

総合医療共済

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、

ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」

ならびにこれらにかかる条項を除きます。)・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。

ご不明な点がありましたら、

こくみん共済 coop(以下「当会」といいます。)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則は

当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。

## 共済商品名称と該当する事業規約・細則

商品名		事業規約・細則	
交通災害共済		交通災害共済	
住みいる共済	火災共済 自然災害共済	風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済	
せいめい共済	終身生命プラン	基本タイプ 介護タイプ	終身生命共済
	定期生命プラン		個人長期生命共済
総合医療共済	終身医療プラン	総合タイプ ベーシックタイプ(180日型) ベーシックタイプ(60日型) 三大疾病タイプ 女性疾病タイプ 先進医療特約	終身生命共済
	定期医療プラン	基本保障 三大疾病医療特約 女性疾病医療特約 介護保障特約 先進医療特約	個人長期生命共済

## 1. ご契約にあたっての共通項目

住みいる共済 交通災害共済

### 契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。以下同じです。

#### ●掛金と掛金の払込方法について

##### 1. 掛金について

住みいる共済、交通災害共済の掛金はパンフレットをご覧ください。

##### 2. 掛金の払込方法について

掛金の払込方法は年払いとなり、ご指定の口座からの振り替えとなります。

#### ●共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することができます(注意喚起情報「規約および細則の変更について」をご確認ください)。

### 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

#### ●クーリングオフについて

申込者(共済契約者(以下「契約者」))は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名(交通災害共済の場合)、共済の目的(保障の対象)の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印の上当会に提出してください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

#### ●加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または申込者(契約者)に通知します。

3. 申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

#### ●契約の成立と効力の発生について

当会が加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

##### ●口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合

申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から保障開始(発効)

※初回掛金の振り替えができなかった場合は、申し込みはなかったものとなります。

#### ●2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

(1)口座振替(口振)は、当会が指定した日(取扱金融機関等の

休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

(2)払込期日の翌日から3ヶ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

#### ●共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

#### ●規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

#### ●共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

#### ●詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者(個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

#### ●掛金の保険料控除について

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。



## 2. ご契約にあたっての共通項目

せいでい共済 総合医療共済

### 契約概要

#### ●契約者について

出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方をいいます。

#### ●共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

#### ●割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置きます。なお、すえ置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

### 注意喚起情報

#### ●クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

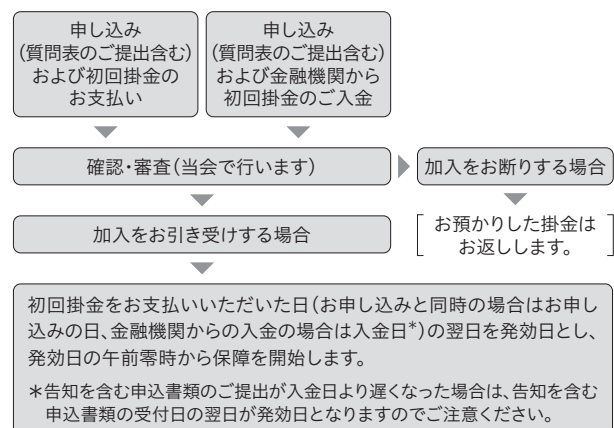
※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

#### ●契約の成立と効力の発生について

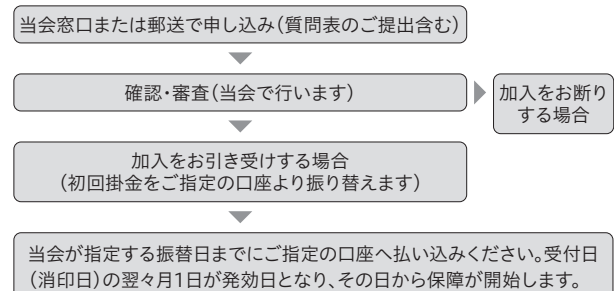
当会が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。お申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

(1) 初回掛金を申し込みと同時に当会へお支払いいただく場合、あるいは金融機関から入金いただく場合



※初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは最寄りの金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくこととなります。

(2) 初回掛金を金融機関等の口座振替でお支払いいただく場合等



※ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までに指定の口座へ払い込みください。

#### ●掛金の払込猶予期間と契約の失効について

(1) 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。この場合、その旨を契約者に通知いたします。

① 発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時

② 発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効当日の午前零時

(2) 失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

#### ●共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくは当会までお問い合わせください。

#### ●契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

契約者((5)は被共済者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

(1) 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)

(2) 契約者の住所を変更したとき

(3) 続柄が変更となったとき

(4) 海外に長期滞在することになったとき

(5) 契約者が死亡されたとき

#### ●規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

#### ●詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、お返ししていただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

#### ●債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または被共済者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、当会の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは当会までお問い合わせください。

#### ●契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

(1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

(2) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

(3) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき

\*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

\*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

(4) 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

(5) 上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

(6) 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときはお返ししていただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等は支払できません。

#### ●被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

#### ●掛金の生命保険料控除について

終身生命共済・個人長期生命共済の掛金は一部分を除き生命保険料控除の対象となります。

## 3. 交通災害共済のご契約

交通災害共済

### 契約概要

#### ●共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。  
2. 1. にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認められた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3. 2. において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2. の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2. 以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

5. 4. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます。)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. 4. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1. または2. に規定する順位または順序によります。

#### ●共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

#### ●被共済者になることができる方

契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方



- 14. 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- 15. E型・F型に加入の場合、被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故によるとき
- 16. 契約が解除されたとき

#### ●契約の無効について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
1. 被共済者が発効日に、すでに死亡していたとき
  2. 被共済者が、発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
  3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
  4. 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
  5. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

#### ●契約の消滅について

被共済者が死亡したとき

#### ●契約内容に関する届け出について

- 契約者は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む)
  2. 契約者の住所を変更したとき
  3. 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
  4. 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
  5. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

- します)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
5. 前記1.～4. までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不相当と判断したとき
  6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
- ※前記3. の事由のみに該当した場合は、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

#### ●被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

#### ●共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

1. 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
2. 被共済者の犯罪行為によるとき
3. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
4. 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
5. 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
6. 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
7. 原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
8. 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの(交付を受けられない場合はお問い合わせください)
9. 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
10. 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの(ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます)
11. 被共済者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます)、競技・興行(練習を含みます)のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
12. 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
  - (1) 荷役作業(土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます)
  - (2) 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
13. 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

**入院共済金=入院共済金額(日額)×[入院日数(184日限度)-免責4日\*]**

\*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

#### <通院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

**通院共済金=通院共済金額(日額)×通院日数(90日限度)**

#### ■ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意

##### <A型・C型・D型>

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合は、入院共済金額を「契約口数×50円または、1,000円のうちいずれか少ない金額」として、入院共済金をお支払いします。なお、通院の場合については共済金のお支払いの対象となりません。

##### <E型・F型>

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金がお支払いの対象となりません。

#### ●共済金を減額する場合

被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金をお支払うする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

#### 注意喚起情報

#### ●契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*<sup>1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*<sup>2</sup>を有していると認められるとき
  - \*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - \*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものと

1. 契約者
2. 契約者の配偶者
3. 2. 以外の契約者と生計を一にする親族

#### ●交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

1. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じです)との衝突、接触等による事故
2. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故
3. 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
4. 乗客(入場客を含みます)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における被共済者の不慮の事故
5. 道路(道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする)を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
  - (1) 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
  - (2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
  - (3) 火災または破裂・爆発
 ※運行中には「駐車中」は含みません。

#### ●交通機関の範囲について

この共済における交通機関の範囲は次のとおりです。

1. 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェイを含みます)、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
2. 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両(道路交通法(昭和35年6月25日法律105号)第2条(定義)第1項第8号から第12号までに規定するもの)。ただし、次のものは含みます。
  - (1) 身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
  - (2) 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
3. 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に規定する航空機
4. 船舶職員および小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義)第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

#### ●共済金をお支払いする場合

##### <死亡共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

##### <障害共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

##### <入院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。



## 4. 住まいる共済(火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済)のご契約

### 住まいる共済

#### 住まいる共済

#### 契約概要

#### ■火災共済

ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

##### 1. 契約方法

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。  
※住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

##### 2. 加入できる住宅または家財(保障の対象)

###### (1)住宅

共済契約関係者(契約者または契約者と同一生計の親族をいいます。以下同じです。)が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅  
※共有持分になっている場合は、持分にに応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。  
※民泊(住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

###### <事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等を含め住宅全体を対象に加入できます)。

ア. 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合

イ. 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ. 次の用途を兼ねる住宅

常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ピアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

###### (2)家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限りです。  
※貸家の場合は家財には加入できません。

###### (3)保障の対象とならない住宅・家財(抜粋)

- ①通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
- ②事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
- ③稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など

- ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑤空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
- ⑥法人名義の住宅

#### ■借家人賠償責任特約

火災共済(基本契約)にセットして加入できます。借用住宅の借主(被共済者)の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

##### 1. 契約方法

火災共済(家財)に30口以上加入し、下記の(1)～(3)のすべてに該当する場合に加入できます。

- (1)借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき
- (2)借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
- (3)借用住宅の借主(被共済者)と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

※被共済者は、共済契約関係者でなければなりません。

#### ■類焼損害保障特約

火災共済にセットして加入できます。契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金をお支払いします。

##### 1. 契約方法

火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。  
※1物件に1契約とします。

#### ■盗難保障特約

火災共済にセットして加入できます。盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障の対象です)。

##### 1. 契約方法

火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。  
※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

#### ■個人賠償責任共済

火災共済にセットして加入できます。日本国内において、日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合、または、主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故で被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

##### 1. 契約方法

火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。

##### 2. 火災共済との関係

火災共済が無効・取り消しになったときは、個人賠償責任共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が共済期間の途中において終了したときにも同時に終了します。

##### 3. 被共済者の範囲

被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかの人とします。ただし、責任無能力者は含みません。なお、主たる被共済者は、火災共済の契約者です。

###### (1)主たる被共済者

(2)主たる被共済者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」といいます。))を含みます。ただし、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

(3)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族

(4)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子

※損害の原因となった事故発生時において、被共済者の範囲に該当する方が保障の対象となります。

※未婚とは過去に婚姻歴のないことをいいます。

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。

#### ■自然災害共済

ご契約の住宅や家財に地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

##### 1. 契約方法

#### ●共済金のお支払いなどについて

詳細な共済金額については、パンフレットの該当箇所でご確認ください。

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

#### ■火災共済について

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)	共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)
火災等共済金	保障の対象に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 発効日以前に生じた損害 2. 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり 3. 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失 4. 保障の対象である家財(持ち出し家財を除きます)が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故 5. 火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難 6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故 7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等 8. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 9. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 10. 9. 以外の放射線照射または放射能汚染 11. 7. ～10. の事由により発生した事故の延焼または拡大 12. 発生原因がいかなる場合でも、7. ～10. の事由による事故の延焼または拡大 13. 7. ～10. の事由に伴う秩序の混乱 14. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害(風水害等共済金) など

火災共済にセットして加入できます(火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入してください)。加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかです(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。

##### 2. 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

##### 3. 火災共済との関係

火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が共済期間の中途において終了したときにも同時に終了します。

風水害等共済金★	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1. または2. に該当する場合 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2. 住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風(竜巻含む)、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
持ち出し家財共済金(家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されているものを除きます)内において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用共済金	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結修理費用共済金(住宅の加入口数20口以上の場合)	保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除きます)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
バルコニー等修繕費用共済金(住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)	保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
漏水見舞費用共済金(マンション構造のみ)	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発は除きます)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
修理費用共済金★(マンション構造のみ)	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1. または2. に該当する場合 1. 風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2. 風呂釜が使用不能になったとき
付属建物等風水害共済金★(住宅の加入口数20口以上の場合)	風水害等により保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合

■特約について

特約の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)	共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)
借家人賠償責任特約	借用住宅の借主(被共済者)の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	1. 次のいずれかの事由により生じた損害 (1) 契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意 (2) 契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図 (3) 借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事 (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等または地震等 (5) 火災共済の「共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」1. 8. ～10. (6) (4)および(5)の事由により発生した事故の延焼または拡大 (7) 発生原因がいかなる場合でも、(4)および(5)の事由による事故の延焼または拡大 (8) (4)および(5)の事由に伴う秩序の混乱 2. 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害 (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任など
類焼損害保障特約	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅内から発生した火災、破裂・爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合	次のいずれかの事由により生じた損害 1. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意 2. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反(ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます) 3. 類焼保障被共済者でない人が類焼損害共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その人またはその人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 4. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」1. 7. ～13. など
盗難保障特約	盗難により家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	次のいずれかの事由により生じた損害 火災共済の「共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」1. 3. 4. 7. ～13. および自然災害共済の「共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」の2. ～4.
個人賠償責任共済	次の1. または2. に該当する場合 1. 日本国内において、被共済者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり物を壊したりしたことで法律上の賠償責任を負った場合 2. 主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故で法律上の賠償責任を負った場合	次のいずれかの損害への賠償責任 1. 同居または生計を一にする親族に対する損害 2. 暴行または殴打に起因する損害 3. 職務従事に起因する損害 4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害 5. 心神喪失に起因する損害 6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害 7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害など



■自然災害共済について

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)	共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)
風水害等共済金★	<p>保障の対象に風水害等による損害が生じ、次の1.～3.に該当する場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます)</li> <li>2. 家財の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます)</li> <li>3. 住宅が床上浸水を被った場合</li> </ol>	<p>次のいずれかの事由により生じた損害</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」1.～4.</li> <li>2. 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難</li> <li>3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難</li> <li>4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難</li> <li>5. 火災共済の「共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)」8.～10.の事由、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8.～10.の事由による事故の延焼または拡大、および8.～10.の事由に伴う秩序の混乱</li> <li>6. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金)</li> <li>7. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの(傷害費用共済金)</li> <li>8. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害(風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金)</li> </ol> <p>など</p>
盗難共済金	<p>盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合</li> <li>2. 日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合</li> <li>3. 保障の対象である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたく場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと</li> <li>(2) 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと</li> </ol> </li> </ol>	
地震等共済金	<p>地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合</p> <p>※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊</p>	
地震等特別共済金 (住宅および家財の合計 入口数が20口以上の場合)	<p>地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合</p>	

<p>付属建物等特別共済金★ ※大型タイプのみ (住宅の加入口数20口以上の場合)</p>	<p>保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物が次の1.または2.に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 風水害等による損害額が10万円を超える場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます)</li> <li>2. 地震等による損害額が20万円を超える場合</li> </ol>	
<p>傷害費用共済金★</p>	<p>火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合</p>	

<自然災害共済の共済金が削減される場合>

1. 自然災害共済は、当会・交運共済・電通共済生協・教職員共済(以下「自然災害共済実施生協」といいます。)が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。
    - (1) 風水害等の総支払限度額・・・600億円  
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等(最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。)と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
    - (2) 地震等の総支払限度額・・・5,500億円  
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等(2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。)や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震(注)のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。  
(注)南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。
  2. 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
  3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただきます。
- 共済金受取人
1. 共済金受取人は契約者です。
  2. 1.にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
  3. 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。※共済金受取人は、個人賠償責任共済は被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

注意喚起情報

●契約の解約・消滅

1. 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
2. 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
  - (1) 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
  - (2) 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失または流失したとき

●契約の無効

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

■火災共済

1. 保障の対象が発効日または更新日において、保障の対象の範囲外の時
2. 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
3. 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、契約概要「共済商品のしくみ ■借家人賠償責任特約1. 契約方法」のいずれかを満たしていないとき
4. 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分



- 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき(類焼損害保障特約)
- 同一の契約者により同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき(盗難保障特約)
- 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

■個人賠償責任共済

- 火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき

■自然災害共済

- 火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約。ただし、更新契約または中途変更の場合は、増額部分とします。
- 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
- 上記■火災共済の1. 2. 4. 7.

■契約が無効の場合

- 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

●保障の重複について

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外のご契約ですすでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の可否をご判断いただいたうえでご加入ください。

類焼損害保障特約・個人賠償責任共済・盗難保障特約・借家人賠償責任特約

●契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 共済金受取人(個人賠償責任共済の場合は被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき
  - \*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - \*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、

反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不相当と判断したとき
- 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
  - ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
  - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
  - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
  - ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●契約内容に関する届け出

契約者は次の場合、当会へ連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

■火災共済・自然災害共済

- 氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)
- 火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 保障の対象を移転または変更するとき
- 保障の対象である住宅の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する建物の滅失、解体したとき
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 保障の対象の範囲外になったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

●他の共済・保険などに加入している場合の共済金の支払いについて

当会の火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

5. せいめい共済のご契約

せいめい共済

契約概要

●被共済者になることができる方

(1) 契約者との続柄が次の範囲内である方

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー\*1(以下「内縁関係にある方等\*2」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
  - \*1 同性パートナー: 戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。
  - \*2 内縁関係にある方等: 生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。
- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 新規加入年齢について  
契約のプラン・タイプによって異なります。下記の表をご覧ください。

プラン名	タイプ名	新規加入年齢
	介護タイプ	
定期生命プラン		満0歳～満70歳

※ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です(注意喚起情報「加入申込書(申込書)および質問表の記入について」をご覧ください)。

●共済商品について

<終身生命プラン>

「終身生命プラン」は一生継続遺族保障です。シンプルな遺族保障「基本タイプ」と介護保障を組み合わせた「介護タイプ」をご用意しています。

※終身生命プランでは、発効日からの経過期間によっては、払込掛金累計額が死亡保障額を上回る場合があります。

<定期生命プラン>

「定期生命プラン」は、定期的に見直しができる遺族保障です。「終身生命プラン」と組み合わせて保障をさらに手厚くしたり、満期金をつけて将来の生活設計にご活用することもできます。

●共済期間と掛金払込期間について

プラン名	共済期間	掛金払込期間
終身生命プラン	終身 ※[災害特約、災害死亡特約]については、被共済者の年齢が満80歳となった日の直後に到来する発効日の年齢当日の前日までとなります。	終身払*1: 終身 短期払*2: 基本契約の掛金は、5年から40年までの範囲で、かつ70歳までに払い込みを終えていただきます。
定期生命プラン	5年または10年 ※満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、満80歳までの共済期間とすることもできます。	共済期間と同じです。

\*1 終身払とは掛金を終身にわたって払い込んでいただくものです。

\*2 短期払とは掛金の払い込みを一定の期間で満了とするものです。

■終身生命プラン 短期払

① 掛金払込期間を被共済者の年齢で指定していただく場合(年齢満了契約)

払込満了年齢	満50歳	満55歳	満56歳
加入年齢	満10歳～満45歳	満15歳～満50歳	満16歳～満51歳
～(1歳刻み)～	満64歳	満65歳	満70歳
	満24歳～満59歳	満25歳～満60歳	満30歳～満65歳

② 掛金払込期間を年数で指定していただく場合(期間満了契約)

掛金払込期間	5年	10年	15年	20年
加入年齢	満0歳～満65歳	満0歳～満60歳	満0歳～満55歳	満0歳～満50歳
25年	30年	35年	40年	
満0歳～満45歳	満0歳～満40歳	満0歳～満35歳	満0歳～満30歳	

③ 災害特約、災害死亡特約の掛金払い込みについて  
上記の掛金払込期間中は、基本契約の掛金と同時に払い込んでいただきます。払込満了から満80歳までの共済期間の掛金は、払込満了時に別途一括して払い込んでいただきます(当会所定の利率で割り引きます)。

●一部のご職業について(加入制限について)

(1) 保障開始日において、次のご職業に従事している方は、被共済者となることができません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業



(2)被共済者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。後記の「契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	●競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ●潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ●坑内、隧道内作業に従事される方 ●近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ●1,000トン未満の船舶乗組員
B	●警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ●自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	●ハイヤー、タクシー運転手

●契約できる共済金額の限度について

死亡に関する共済金額の限度

せいめい共済 終身生命プラン 加入限度

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
満0歳～満14歳	500万円	500万円
満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円
満61歳～満70歳	500万円	500万円

なお、共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方は、死亡共済金額(基本契約)と災害特約、災害死亡特約の共済金額の限度は次のようになります。

<共済金額を制限する職業に従事されている方>

前記の「一部のご職業について(加入制限について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
B	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	2,000万円	
C	満61歳～満70歳	500万円	500万円
	満0歳～満14歳	500万円	
	満15歳～満60歳	2,000万円	

<重度障がい状態の方>

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
満0歳～満70歳	200万円	200万円

※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廃された状態など、当会所定の重度の身体障がいを含みます(以下同じです)。

せいめい共済 定期生命プラン 加入限度

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約	満期共済金
満0歳～満14歳	500万円	500万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで
満15歳～満60歳	3,000万円	3,000万円	
満61歳～満70歳	500万円	500万円	

<共済金額を制限する職業に従事されている方>

前記の「一部のご職業について(加入制限について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
B	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	1,500万円	
	満61歳～満70歳	500万円	
C	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	1,500万円	
	満61歳～満70歳	500万円	

<重度障がい状態の場合>

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
満0歳～満14歳	200万円	200万円
満15歳～満70歳	500万円	500万円

※満期金について

共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方とも、死亡共済金額と同額以内で500万円まで満期金を付帯することができます。

【ご注意】

①災害特約は終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプを合計して被共済者1人につき2,000万円を限度とします。災害特約の共済金額は、2,000万円までです。2,000万円を超える部分は、災害死亡特約が付帯されます。災害特約のみ、または災害死亡特約のみの付帯も可能です。

②CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、せいめい共済にご加入いただけないことがあります。

③その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

●掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。詳しくはパンフレットをご覧ください。か当会までお問い合わせください。

※終身生命プランでは、発効日からの経過期間によっては、払

込掛金累計額が死亡保障額を上回る場合があります。

●掛金の払込方法と払込場所について

掛金の払込方法は、月払・半年払・年払・一時払があります。※口座振替をする場合には、当会が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。

※同一の指定口座から2件以上の当会の契約(マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。

※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

●共済金受取人について

(1)共済金受取人は契約者です。

(2)(1)にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。

①契約者の配偶者  
②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

(4)契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

(5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改等されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

(6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。

(7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

●定期生命プランの更新について

(1)満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額(掛金一律型の満期金部分を除き

ます)で更新いたします(更新日は満期日の翌日です)。満期のご案内は差し上げますが、契約を更新される場合、特に手続きの必要はありません(一時払契約を除きます)。ただし、以下の点にご注意ください。

①掛金額は更新日における満年齢のものとなります。  
②共済期間は満期となる契約と同じ期間となりますが、満71歳以上で更新を迎えた場合には満80歳の契約満了日までの共済期間で更新することがあります。その他の共済期間での更新を希望される場合はお申し出ください。

(2)(1)にかかわらずつぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。

①被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき

②被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき

③被共済者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき

④契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に対して共済金(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

⑤その他、当会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき

※終身生命プランは共済期間が終身であるため契約の更新はありません。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(注意喚起情報「規約および細則の変更について」をご覧ください)。

●共済金のお支払いについて

⇒P.33～P.34「共済金のお支払いについて」をご覧ください。

## 共済金のお支払いについて

被共済者が共済期間中に支払事由に該当した場合に

共済金を支払います。

以下は共済金のお支払いについての概要です。ご不明の点は当会にお問い合わせください。

### <終身生命プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本タイプ 基本契約	死亡共済金および重度 障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡共済金 共済期間中に死亡したとき</li> <li>●重度障害共済金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき</li> </ul>
介護タイプ 基本契約	死亡共済金および 重度障害共済金および 介護一時金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき ③介護一時金 要介護状態になったとき	死亡・重度障害共済金額、 介護一時金額		<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡共済金 共済期間中に死亡したとき</li> <li>●重度障害共済金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき</li> <li>●介護一時金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中につきのいずれかに該当する要介護状態になったとき</li> <li>①公的要介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受けたとき</li> <li>②寝たきりにより「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、要介護状態となった日から起算して6ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態のとき</li> <li>③認知症により「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、要介護状態となった日から起算して3ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態のとき</li> </ul> <p>※「要介護状態の範囲」は、当会が定める基準によります。また、「要介護状態となった日」は、要介護状態であることを医師が診断した日とします。</p>
災害特約	災害死亡共済金および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がい となったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金 または重度障害共済金 に追加して支払います。	同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金は通算して災害特約共済金額を限度とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき</li> <li>●障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき</li> </ul> <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 ×4%~90% (障がいの程度に応じて定める当会所定の支払割合)		
災害死亡特約	災害死亡共済金および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がい となったとき	災害死亡特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金 または重度障害共済金 に追加して支払います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき</li> <li>●障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき</li> </ul> <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

### <定期生命プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本契約	死亡共済金および重度 障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡共済金 共済期間中に死亡したとき</li> <li>●重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき</li> </ul>
災害特約	災害死亡共済金および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がい となったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金 または重度障害共済金 に追加して支払います。	同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金は通算して災害特約共済金額を限度とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき</li> <li>●障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき</li> </ul> <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 ×4%~90% (障がいの程度に応じて定める当会所定の支払割合)		
災害死亡特約	災害死亡共済金および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がい となったとき	災害死亡特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金 または重度障害共済金 に追加して支払います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき</li> <li>●障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき</li> </ul> <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。



●加入申込書(申込書)および質問表の記入について

- (1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- (2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。
- (3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。
  - ① 当会窓口: 当会の窓口受付日 ② 金融機関窓口: 金融機関の窓口受付日 ③ 郵送: 消印日 金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。
- (4) 健康診断書の提出が必要な場合
  - 次の場合には、「質問表」へのご回答のほか健康診断書を提出していただくことがあります。
    - ア) 満66歳以上の方
    - イ) 満61歳以上満66歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満15歳以上満61歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき
    - ウ) 過去2年以内に当会の事業規約「終身生命共済」・「個人長期生命共済」にもとづく商品プラン・タイプに加入されたことがある場合には、その死亡共済金および重度障害共済金額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

【ご提出いただく健康診断書の種類】

次のいずれかのコピーを提出してください。

- ア) 勤務先の定期健康診断書
- イ) 基本・特定健康診査結果表
- ウ) 人間ドック成績表

※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。 ※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものが必要です。お手元がない場合は、当会にお問い合わせください。

●解約と解約返戻金について

- (1) 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。
- (2) 契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。
- (3) 終身生命プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金を低く設定した商品です。

●共済金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。 ※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。
- (1) すべての共済金

- ①被共済者の犯罪行為
  - ②被共済者・契約者・共済金受取人の故意
  - ③契約が解除された場合
  - ④契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
  - (2) 死亡・重度障がいの原因とする共済金
    - ①発効日(または更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為
    - ②発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
  - (3) 不慮の事故を原因とする共済金
    - ①被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失
    - ②被共済者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故
    - ③無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故
    - ④原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など
  - (4) 介護に関する共済金
    - ①発効日から1年以内の自殺行為
    - ②被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失
    - ③被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病
    - ④無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 など
- ※後記については、共済金は重複して支払いません。
- ① 重度障害共済金と死亡共済金
  - ② 障害共済金(重度障害のみ)と災害死亡共済金
  - ③ 介護一時金と死亡共済金・重度障害共済金

●契約の無効について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
  - (1) 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
  - (2) 被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
  - (3) 契約のお申し込みの際に、被共済者の同意を得ていなかったとき
  - (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
  - (5) 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
  - (6) 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき
- ※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。 ※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。
- ※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

●契約の消滅について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
- (1) 被共済者が死亡したとき
- (2) 被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限り)
- (3) 被共済者が所定の要介護状態になったとき(終身生命プラン介護タイプの場合。介護一時金が支払われた場合に限り)

6. 総合医療共済のご契約

総合医療共済

契約概要

●被共済者になることができる方

- (1) 契約者との続柄が次の範囲内である方
  - ① 契約者ご本人
  - ② 契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー\*1(以下「内縁関係にある方等\*2」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
    - \*1 同性パートナー: 戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。
    - \*2 内縁関係にある方等: 生活実態をもとに当会が認められた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。
  - ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
  - ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- (2) 新規加入年齢について
  - 契約のプラン・タイプによって異なります。下記の表をご覧ください。

プラン名	特約・タイプ名	新規加入年齢
終身医療プラン	総合タイプ	満15歳～満80歳(*1)
	ベーシックタイプ(180日型)	
	ベーシックタイプ(60日型)	
	三大疾病タイプ	
	女性疾病タイプ	
	先進医療特約	
定期医療プラン	基本保障	満0歳～満70歳
	三大疾病医療特約	満15歳～満70歳
	女性疾病医療特約	
	介護保障特約	
	先進医療特約	満0歳～満70歳

\*1 短期払のときは払済年齢に応じた年齢となります。後記の「共済期間と掛金払込期間について」をご参照ください。 ※ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です(注意喚起情報「加入申込書(申込書)および質問表の記入について」をご覧ください)。

●共済商品について

<終身医療プラン>

「終身医療プラン」は一生継続医療保障です。

<定期医療プラン>

「定期医療プラン」は定期的に見直しができる、一定期間の医療保障です。

●共済期間と掛金払込期間について

プラン名	共済期間	掛金払込期間
終身医療プラン	終身 ※先進医療特約は10年ごとに自動更新となります。	終身払(*1)・短期払(*2)
定期医療プラン	5年または10年 ※満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、満80歳までの共済期間とすることもできます。	共済期間と同じです。

\*1 終身払とは掛金を終身にわたって払い込んでいただくものです。

\*2 短期払とは掛金の払い込みを一定の期間で満了とするものです。短期払とする場合には、加入時年齢に応じて次のいずれかとなります。

- 60歳払済(加入時年齢が満15歳から満55歳のとき)
- 65歳払済(加入時年齢が満15歳から満60歳のとき)
- 70歳払済(加入時年齢が満15歳から満65歳のとき)

なお、先進医療特約には短期払の取り扱いはありません。先進医療特約を付帯したタイプの掛金払込満了後は、先進医療特約の掛金を年払で払い込んでいただきます。

●一部のご職業について(加入制限について)

- (1) 保障開始日において、次のご職業に従事している方は、被共済者となることができません。
  - ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
  - ② テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業
- (2) 被共済者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。後記の「契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	● 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ● 潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ● 坑内、隧道内作業に従事される方 ● 近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ● 1,000トン未満の船舶乗組員
B	● 警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ● 自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	● ハイヤー、タクシー運転手



●契約できる共済金額の限度について

(1)入院に関する共済金額の限度

■総合医療共済 病気入院共済金日額 加入限度

加入年齢	①終身医療プラン (*1)	②定期医療プラン (*1)	①+②通算 (*1)
満0歳～満14歳	加入できません	10,000円	10,000円
満15歳～満60歳	10,000円		15,000円
満61歳～満70歳			
満71歳～満80歳	5,000円	加入できません	5,000円

<共済金額を制限する職業A, B, Cにあてはまる場合および重度障がい状態の場合>

加入年齢	①終身医療プラン (*1)	②定期医療プラン (*1)	①+②通算 (*1)
満0歳～満14歳	加入できません	5,000円	5,000円
満15歳～満60歳	5,000円		
満61歳～満70歳			
満71歳～満80歳		加入できません	

■総合医療共済 三大疾病入院共済金日額 加入限度

加入年齢	①終身医療プラン (*1)	②定期医療プラン (*1)	①+②通算 (*1)
満15歳～満70歳	10,000円	10,000円	15,000円
満71歳～満80歳	5,000円	加入できません	5,000円

<共済金額を制限する職業A, B, Cにあてはまる場合および重度障がい状態の場合>

加入年齢	①終身医療プラン (*1)	②定期医療プラン (*1)	①+②通算 (*1)
満15歳～満70歳	10,000円	5,000円	15,000円
満71歳～満80歳	5,000円	加入できません	5,000円

■総合医療共済 女性疾病入院共済金日額 加入限度

加入年齢	①終身医療プラン (*1)	②定期医療プラン (*1)	①+②通算 (*1)
満15歳～満70歳	5,000円	5,000円	7,500円
満71歳～満80歳	2,500円	加入できません	2,500円

<共済金額を制限する職業A, B, Cにあてはまる場合および重度障がい状態の場合>

加入年齢	①終身医療プラン (*1)	②定期医療プラン (*1)	①+②通算 (*1)
満15歳～満70歳	5,000円	2,500円	7,500円
満71歳～満80歳	2,500円	加入できません	2,500円

\*1「終身生命共済」または「個人長期生命共済」事業規約にもとづく商品タイプ・プランに加入している場合は、その入院共済金日額を含みます。

(2)介護に関する共済金額の限度

■総合医療共済 介護共済金月額 加入限度

加入年齢	定期医療プラン(介護保障特約付き) (*2)
満0歳～満14歳	加入できません
満15歳～満60歳	90,000円
満61歳～満70歳	45,000円

<共済金額を制限する職業A, Bにあてはまる場合>

加入年齢	定期医療プラン(介護保障特約付き) (*2)
満0歳～満14歳	加入できません
満15歳～満60歳	45,000円
満61歳～満70歳	

<重度障がい状態の場合>

加入年齢	定期医療プラン(介護保障特約付き) (*2)
満0歳～満14歳	加入できません
満15歳～満60歳	30,000円
満61歳～満70歳	

\*2当会の事業規約「終身生命共済」または「個人長期生命共済」にもとづく商品タイプ・プランに加入している場合は、その介護共済金月額を含みます。

【ご注意】

- ①CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、総合医療共済にご加入いただけないことがあります。
- ②その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金

額を制限させていただくことがあります。

- ③先進医療特約は、当会の事業規約「終身生命共済」と「個人長期生命共済」にもとづく商品タイプ・プランを通算して、1被共済者につき1特約となります。

●掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。詳しくはパンフレットをご覧ください。か当会までお問い合わせください。

●掛金の払込方法と払込場所について

プラン名	掛金の払込方法
終身医療プラン	月払・半年払・年払
定期医療プラン	月払・半年払・年払・一時払

※口座振替をする場合には、当会が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。

※同一の指定口座から2件以上の当会の契約(マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。

※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

※短期払を選択した場合、終身医療プランの掛金払込満了後は先進医療特約の掛金を年払で払い込んでいただきます。

●共済金受取人について

- (1)共済金受取人は契約者です。
- (2)(1)にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。

- ①契約者の配偶者
- ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
- ③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- (3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4)契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改等されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容に

よる死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

- (6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。
- (7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によりします。

※終身医療プランには死亡共済金はありませぬ。

●定期医療プランの更新について

- (1)満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額(掛金一律型の満期金部分を除きます)で更新いたします(更新日は満期日の翌日です)。満期のご案内は差し上げますが、契約を更新される場合、特に手続きの必要はありません(一時払契約を除きます)。ただし、以下の点にご注意ください。

- ①掛金額は更新日における満年齢のものとなります。
- ②共済期間は満期となる契約と同じ期間となりますが、満71歳以上で更新を迎えた場合には満80歳の契約満了日までの共済期間で更新することがあります。その他の共済期間での更新を希望される場合はお申し出ください。

- (2)(1)にかかわらずつぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。

- ①被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき
- ②被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
- ③被共済者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
- ④契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に対して共済金(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ⑤その他、当会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき

※終身医療プランは共済期間が終身であるため契約の更新はありません。ただし、先進医療特約は10年ごとに更新となります。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(注意喚起情報「規約および細則の変更について」をご覧ください)。

●共済金のお支払いについて

⇒P.39～P.56「共済金のお支払いについて」をご覧ください。



## 共済金のお支払いについて

被共済者が共済期間中に支払事由に該当した場合に

共済金を支払います。

以下は共済金のお支払いについての概要です。ご不明の点は当会にお問い合わせください。

<終身医療プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
総合 タイプ	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	①発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき	入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	①入院前病気(災害) 通院共済金 最高30日 ②退院後病気(災害) 通院共済金 最高60日 ③①②病気と災害それぞれ通算750日	①入院前病気(災害)通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき ②退院後病気(災害)通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき ※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。 ※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のないときの通院は含みません。
	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき			
	手術共済金	所定の手術を受けたとき	①入院中のとき 入院共済金日額×20 ②外来のとき 入院共済金日額×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的修復術、非観血的修復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10		
三大疾病 タイプ	急性心筋梗塞診断共済金	急性心筋梗塞と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない)	①発効日以後に「心・脳疾患の定義」に定める急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働および事務等の座業はできるが、それ以上の活動については制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日以後に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき ※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。
	脳卒中診断共済金	脳卒中と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない)	①発効日以後に「心・脳疾患の定義」に定める脳卒中を発病し、その脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日以後に脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき ※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。
	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない)	①発効日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
三大疾病 タイプ	上皮内新生物診断 共済金	上皮内新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない) ①による支払いは、 共済期間を通して1回 限り	①発効日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	三大疾病入院共済金	三大疾病で入院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数		発効日以後に発病した三大疾病の治療を目的とする入院 (注)がんの場合は、発効日から起算して31日目以後に発病した場合に限りです。 ※「三大疾病」とは、急性心筋梗塞、脳卒中、悪性新生物および上皮内新生物をいいます。 ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における三大疾病入院日額により計算します。 ※発効日前に発病した三大疾病または発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日または発効日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、三大疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな三大疾病による入院とします。
	三大疾病退院共済金	退院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	1回の入院につき、1回 限り	三大疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合 ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における三大疾病入院日額により計算します。
	三大疾病手術共済金	三大疾病で所定の手術を受けた とき	三大疾病入院共済金日額 ×20		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 (注)がんの場合は、発効日から起算して31日目以後に発病した場合に限りです。 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に発病した三大疾病または発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日または発効日から31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、心臓の開胸手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	三大疾病放射線治療 共済金	三大疾病で所定の放射線治療を 受けたとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	
在宅ホスピスケア 共済金	在宅療養したとき	三大疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた 日数	180日限度		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます) ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※在宅終末期医療を受けた期間中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における三大疾病入院日額により計算します。 ※発効日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたときとみなします。
女性疾病 タイプ	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない)	①発効日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病 タイプ	上皮内新生物診断共済金	上皮内新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない) ①による支払いは、共済期間を通して1回限り	①発効日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	がん入院共済金	がんで入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×2×入院日数		発効日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。
	女性疾病入院共済金	女性特有の病気で入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×入院日数	1入院180日 通算1,000日	発効日以後に発病した「女性疾病の定義」に定める女性疾病の治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日前に発病した女性疾病の治療を目的とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。 ※「女性疾病の定義」は当会が定める基準によります。
	女性疾病退院共済金	退院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×10	がん入院、女性疾病入院それぞれ1回の入院につき、1回限り	がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における女性疾病入院日額により計算します。
	がん手術共済金	がんで所定の手術を受けたとき	女性疾病入院共済金日額 ×40		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとし、 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日から起算して31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。
	がん放射線治療共済金	がんで所定の放射線治療を受けたとき	女性疾病入院共済金日額 ×20	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	女性疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた 日数	180日限度	①と②のいずれにも該当するとき ①発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます) ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※在宅終末期医療を受けた期間中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたとみなします。

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
ベーシック タイプ 180日型	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	①発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	手術共済金	所定の手術を受けたとき	入院共済金日額×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10			
ベーシック タイプ 60日型	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院60日 通算1,000日	①発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	手術共済金	所定の手術を受けたとき	入院共済金日額×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10			



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
先進医療特約	先進医療共済金	先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算1,000万円	<p>①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養</p> <p>②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養</p> <p>※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。</p> <p>※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。</p> <p>※「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいい、これらは随時見直しされます(詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください)。療養を受けた日に「先進医療」に該当するものがお支払いの対象となります。</p>

※「日帰り入院」とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は  
 ※「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因に

入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。  
 より発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

<定期医療プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本保障	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	<p>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院</p> <p>②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院</p> <p>※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。災害入院共済金が支払われる入院で、入院日額を変更された場合の災害入院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各入院日における入院日額により計算します。</p> <p>※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。</p> <p>※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。</p> <p>※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。</p>
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき	入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	<p>①入院前病気(災害)通院共済金 最高30日</p> <p>②退院後病気(災害)通院共済金 最高60日</p> <p>③①②病気と災害それぞれ通算750日</p>	<p>①入院前病気(災害)通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき</p> <p>②退院後病気(災害)通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき</p> <p>※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。</p> <p>※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のないときの通院は含みません。</p> <p>※入院日額を変更された場合の入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各通院日における入院日額により計算します。</p>
	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき			
	病気手術共済金 災害手術共済金	所定の手術を受けたとき	<p>①入院中のとき 入院共済金日額×20</p> <p>②外来のとき 入院共済金日額×10</p>	<p>病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、</p> <p>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療</p> <p>②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。</p> <p>※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとし、</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。</p> <p>※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。</p> <p>※入院日額が変更された場合の災害手術共済金および災害放射線治療共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、手術日または施術日における入院日額により計算します。</p> <p>○お支払いの対象となる場合                      ※お支払いについて制限がある場合があります。                      例)腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など</p> <p>×お支払いの対象とならない場合                      例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など</p>	
病気放射線治療共済金 災害放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回		

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本保障	死亡共済金および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害 共済金額		死亡共済金 共済期間中に死亡したとき 重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき
先進医療 特約	先進医療共済金	先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と 同額	通算1,000万円	①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養 ※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。 ※「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、これらは随時見直しされます(詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください)。療養を受けた日に「先進医療」に該当するものがお支払いの対象となります。
三大疾病 医療特約	急性心筋梗塞診断 共済金	急性心筋梗塞と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない)	①発効日または更新日以後に「心・脳疾患の定義」に定める急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働および事務等の座業はできるが、それ以上の活動については制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日または更新日以後に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき ※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。
	脳卒中診断共済金	脳卒中と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない)	①発効日または更新日以後に「心・脳疾患の定義」に定める脳卒中を発病し、その脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②発効日または更新日以後に脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として三大疾病手術共済金が支払われる手術を受けたとき ※「心・脳疾患の定義」は当会が定める基準によります。
	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない)	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	上皮内新生物診断 共済金	上皮内新生物と診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない) ①による支払いは、1回 限り	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日からその日を含め2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、三大疾病入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	三大疾病入院共済金	三大疾病で入院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数		発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を目的とする入院 (注)がんの場合は、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した場合に限ります。 ※「三大疾病」とは、急性心筋梗塞、脳卒中、悪性新生物および上皮内新生物をいいます。 ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における三大疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日前に発病した三大疾病または発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後または発効日または更新日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、三大疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな三大疾病による入院とします。
三大疾病退院共済金	退院したとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	1回の入院につき、 1回限り	三大疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合 ※入院中に三大疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における三大疾病入院日額により計算します。	



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
三大疾病 医療特約	三大疾病手術共済金	三大疾病で所定の手術を受けたとき	三大疾病入院共済金日額 ×20		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日以後に発病した三大疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 (注)がんの場合は、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した場合に限ります。 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日前に発病した三大疾病または発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを原因とするものであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日以後または発効日または更新日から31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。
	三大疾病放射線治療共済金	三大疾病で所定の放射線治療を受けたとき	三大疾病入院共済金日額 ×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、心臓の開胸手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的修復術、非観血的修復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	三大疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた 日数	180日限度	①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます。) ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※在宅終末期医療を受けた期間中に三大疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における三大疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日または更新日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたとみなします。
女性疾病 医療特約	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない)	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	上皮内新生物診断共済金	上皮内新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金日額 ×200	2年に1回 (診断共済金の種類を 問わない) ①による支払いは、 1回限り	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	がん入院共済金	がんで入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×2 ×入院日数		発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病 医療特約	女性疾病入院共済金	女性特有の病気で入院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×入院日数	1入院180日 通算1,000日	発効日または更新日以後に発病した「女性疾病の定義」に定める女性疾病の治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日前に発病した女性疾病の治療を目的とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。 ※女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。 ※「女性疾病の定義」は当会が定める基準によります。
	女性疾病退院共済金	退院したとき	女性疾病入院共済金日額 ×10	がん入院、女性疾病入院 それぞれ1回の入院につき、1回限り	がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における女性疾病入院日額により計算します。
	がん手術共済金	がんで所定の手術を受けたとき	女性疾病入院共済金日額 ×40		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるものの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするものであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日から起算して31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。
	がん放射線治療共済金	がんで所定の放射線治療を受けたとき	女性疾病入院共済金日額 ×20	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出する手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	女性疾病入院共済金日額 ×在宅終末期医療を受けた 日数	180日限度	①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療(歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます) ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※在宅終末期医療を受けた期間中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における女性疾病入院日額により計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日または更新日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたとみなします。
介護保障特約	介護初期費用共済金	介護共済金が支払われるときまたは公的要介護認定を受けたとき	介護共済金月額×2	全共済期間を通じて1回	介護共済金が支払われるとき、または、発効日または更新日以後に生じた不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病を原因として、発効日または更新日から起算して1年以上経過したのちに、公的要介護認定(要介護状態区分が「1」以上の場合に限ります)を受けたとき



契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
介護保障特約	介護共済金	要介護状態になったとき	介護共済金月額 ×要介護状態継続月数	介護共済金を受け取れる期間(お支払いの対象となる要介護状態継続月数)は全共済期間を通じて120ヵ月まで	発効日または更新日以後に生じた不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病を原因として、つぎのいずれかの要介護状態になったとき ①寝たきりにより公的介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受け、その介護認定を受けた日から起算して6ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき ②寝たきりにより「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、その介護状態となった日から起算して6ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき ③認知症により公的介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受け、その介護認定を受けた日から起算して3ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき ④認知症により「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、その介護状態となった日から起算して3ヵ月後の応当日において引き続き要介護状態であるとき ※「要介護状態の範囲」は、当会が定める基準によります。また、「要介護状態となった日」は、要介護状態であることを医師が診断した日とします。 ※発効日または更新日から3年以内に要介護状態となったときは、その介護状態が不慮の事故または脳卒中を直接の原因とする場合を除き、介護共済金の額を60%削減し、40%を支払います。

※「日帰り入院」とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は  
※「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因に

入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。  
より発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

注意喚起情報

●加入申込書(申込書)および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。
- 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。  
①当会窓口:当会の窓口受付日 ②金融機関窓口:金融機関の窓口受付日 ③郵送:消印日  
金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。
- 健康診断書の提出が必要な場合  
終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)に申し込む場合  
ア)終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)を通算して、入院日額10,000円(加入年齢満71歳以上で終身医療プランに申し込む方は入院日額5,000円)を超えて申し込む場合には、健康診断書を提出していただきます(この健康診断書も加入審査の対象となります)。  
イ)過去2年以内に当会の終身生命共済・個人長期生命共済に加入した場合には、その入院日額を上記の金額に含めて健康診断書を提出してください。

【ご提出いただく健康診断書の種類】

次のいずれかのコピーを提出してください。

- ア)勤務先の定期健康診断書
- イ)基本・特定健康診査結果表
- ウ)人間ドック成績表

※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態

の方は健康診断書を提出していただくことがあります。  
※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものが必要です。お手元がない場合は、当会にお問い合わせください。

●解約と解約返戻金について

- 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。
- 終身医療プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金をゼロとした共済商品です。なお、掛金払込満了後に解約された場合は、返戻金として入院日額の10倍をお支払いします。

●共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。  
※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

- すべての共済金
  - 被共済者の犯罪行為
  - 被共済者・契約者・共済金受取人の故意
  - 契約が解除された場合
  - 契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
- 死亡・重度障がいを原因とする共済金
  - 発効日(または更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為
  - 発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
- 不慮の事故を原因とする共済金
  - 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失
  - 被共済者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故
  - 無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故
  - 原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など
- 病気を原因とする共済金
  - 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失

- 被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病
  - 原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの
  - 発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術、放射線治療および先進医療など
  - 介護に関する共済金
    - 発効日から1年以内の自殺行為
    - 被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失
    - 被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病
    - 無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 など
- ※後記については、共済金は重複して支払いません。
- 重度障害共済金と死亡共済金
  - 病気入院共済金と災害入院共済金
  - 入院共済金または在宅ホスピスケア共済金と通院共済金
  - がん入院共済金と女性疾病入院共済金

●契約の無効について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
- 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
  - 被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
  - 契約のお申し込みの際に、被共済者の同意を得ていなかったとき
  - 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
  - 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
  - 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき
  - 被共済者に、すでに個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約もしくは引受緩和型先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該契約。  
※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。  
※すでに共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。  
※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

## 納税義務国・居住地国の確認について(せいめい共済・総合医療共済)

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

## お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

### ●所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

### ●医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

### ●再共済(再保険)について

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

### ●契約等の情報交換について

生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

## 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

### 1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

### 2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

#### ■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

【電話】 03-5368-5757

【受付時間】 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

## 組合員について

### 1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。
- (3)この組合の職域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。
- (4)この組合の職域の付近に住所を有する又は当該職域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### 2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### 3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### 4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡
- (3)除名

### 5. 除名

(1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- ①3年間この組合の事業を利用しないとき
  - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています

(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

## 新しく組合員になれる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、1口以上の出資金をお支払いいただければどなたでも組合員となることができ、各種共済に加入できます。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。



# 「ほっとあんしんコール」

皆さまの健康や介護などに関する心配・疑問にお答えします。  
加入していただいた皆さまを対象に「ほっとあんしんコール」を開設しています。

相談料・通話料  
無料



サポート  
サービスも  
充実!

## 電話相談サービス

### 医師・看護師による健康・育児相談

24時間365日

- ①病気や症状に関するご相談
- ②生活習慣病の予防など健康増進に関するご相談
- ③応急手当、ホームケアの方法に関するご相談
- ④診療科目の選択や医師への相談のしかたに関するご相談
- ⑤子どもの発育や育児などに関するご相談

### ケアマネジャーによる介護相談

24時間365日

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するご相談

### 社会保険労務士による年金相談

週3回(予約制)

年金に関する一般的なご相談

### 税理士による税務相談

週1回(予約制)

相続・贈与や確定申告など税務に関する一般的なご相談

### 弁護士による法律相談

週1回(予約制)

相続・遺言や土地・建物など法律に関する一般的なご相談

## 電話による 情報提供サービス

### 全国の医療機関情報

24時間365日

ご希望地域の病院や診療所をお調べする情報提供  
(医療機関の直接紹介や医療診断は行いません)

### 介護施設情報

24時間365日

ご希望地域の介護事業所などをお調べする情報提供  
(介護施設の直接紹介は行いません)

※「ほっとあんしんコール」受付電話番号は、ご加入後、共済契約証書送付時にご案内します。

※「ほっとあんしんコール」は、「せいめい共済」または「総合医療共済」に加入いただいている方のみご利用いただけます。

## 共済制度(保障内容・掛金)やお手続き(記入方法・提出方法・建物構造区分確認)に関するお問い合わせ

交運共済移転センター ☎ 0120-155-233 受付時間 10:00~19:00(日・祝を除く)

## 上記以外に関するお問い合わせ

お問い合わせは、最寄りの交運共済の事業本部・支所・事業部へお願いします。 受付時間 9:00~17:30(土・日・祝日を除く)

全国の交運共済生協一覧	NTT
北海道事業本部	☎ 011-643-0880 ☎ 0120-088-952
東日本事業本部	☎ 03-5306-0511 ☎ 0120-328-951
盛岡統括事業部(秋田・仙台)	☎ 019-651-3475
東海事業本部	☎ 052-452-8470 ☎ 0120-982-847
西日本事業本部(京都・大阪・神戸・和歌山)	☎ 06-6373-2146 ☎ 0120-934-565
金沢事業部	☎ 076-261-1443
中国支所	☎ 082-263-3419
米子事業部	☎ 0859-33-6707
岡山事業部	☎ 086-232-0828
福岡事業部	☎ 092-475-7506
四国事業本部	☎ 087-821-2163
九州事業本部	☎ 092-475-7506 ☎ 0800-222-2427
本部	☎ 03-5377-3183

たすけあいから生まれた  
保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。